

AVANT
GROUP

各 位



2024年9月2日

会 社 名 株式会社アバントグループ
代表者名 代表取締役社長 森川 徹治
(コード:3836、東証プライム市場)
問合せ先 取締役財務担当 春日 尚義
(TEL:03-6388-6739)

役員に対する業績連動型株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（下記のとおり、監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）を対象として導入している業績連動型株式報酬制度について、信託を用いて譲渡制限を付した当社株式を付与する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に変更することを決議し、これに関する議案を2024年9月25日開催予定の第28期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 業績連動型株式報酬制度の変更について

当社は、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する中期業績連動報酬として、2022年9月27日開催の第26期定時株主総会において、支給される金銭報酬債権につき年額100,000千円以内、交付する株式数につき取締役1名当たり年間60,000株以内、対象取締役全員で年間合計100,000株以内の株式報酬を支給することについてご承認いただいております（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といい、原決議に基づく業績連動型株式報酬制度を「原制度」といいます。）。

本議案は、原決議によりご承認済の1事業年度あたりの支給金額及び対象取締役に対する交付株式数等の実質は維持しつつも、原制度に代えて、下記2に記載の通り、当社が設定する信託の信託財産から取締役に対して株式を交付するスキームに変更するとともに、対象取締役に交付する株式に取締役が退任するまでの譲渡制限を付すことといたしたく存じます（なお、本議案による業績連動型株式報酬制度を以下「本制度」といい、本制度の詳細につきましては、下記の範囲内で取締役会にご一任いただきたく存じます。）。これにより、取締役は、退任まで交付された株式の売買

ができないことになり、株式を交付した後の期間も含めて企業価値の向上に対するインセンティブをより長期間働かせることができます。

なお、本制度への変更は、本株主総会における承認可決を条件といたします。

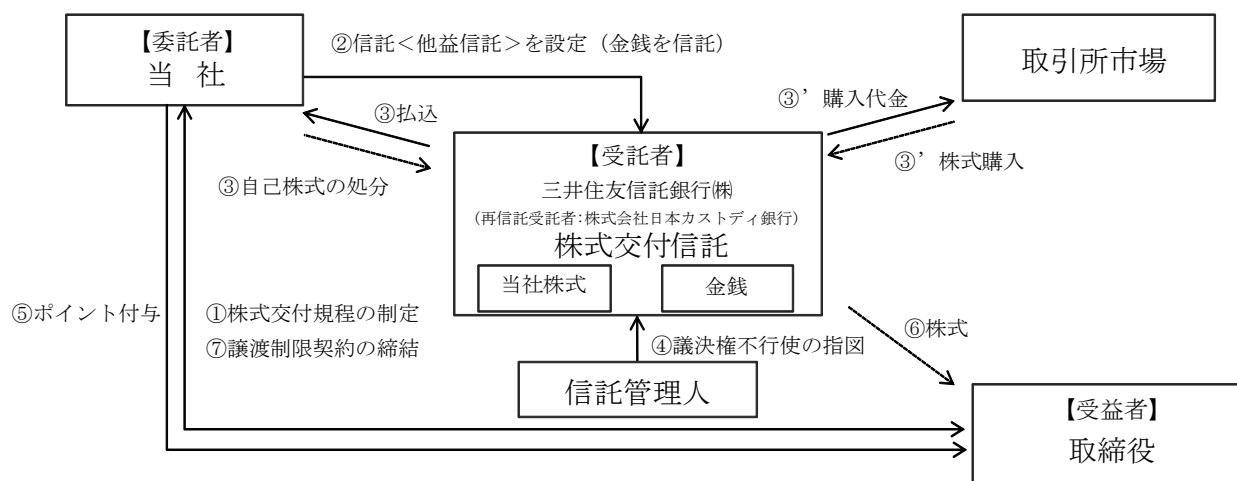
2. 本制度の概要

(1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される（ただし、下記3.の通り、当該株式については、当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すものとし、）という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として信託期間中の毎事業年度における一定の時期です。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分を受ける方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。

- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。
- ⑦ 交付された当社株式については、当社と当該取締役との間で、交付日から当社の取締役を退任する日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（2）信託の設定

本株主総会で本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、下記（6）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、下記（5）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（3）信託期間

信託期間は、2024年11月（予定）から2028年12月（予定）までの約4年間とします。ただし、下記（4）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

（4）本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、対象期間中に、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、合計金 400,000 千円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を、当社からの自己株式の処分を受ける方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い、本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中

に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金 100,000 千円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（６）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

（５）本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（４）の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（４）の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

（６）取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日（原則として毎事業年度）において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1 事業年度あたり 100,000 ポイント（ただし、取締役 1 名あたり 60,000 ポイント）を上限とします。

なお、当初の対象期間において各取締役に付与するポイントの算定方法は、以下のとおりです（ただし、この算定方法により算定されるポイントの総数が上記のポイント総数上限を超過することとなる場合には、按分等の方法により調整します。）。

各取締役に付与するポイントは、評価対象期間の終了時に評価対象期間の開始時より当社の株価が値上がりしたことを条件としてポイントを付与する部分（以下「パートⅠ」という。）と、評価対象期間中の当社の株式成長率に応じて算定する数のポイントを付与する部分（以下「パートⅡ」という。）の 2 つのパートから構成します。評価対象期間はいずれのパートも毎年 10 月から翌年の 9 月までであり、それぞれのパートの概要は以下の通りです。

i) パートⅠ

パートⅠは、評価対象期間が開始した月の前月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値と評価対象期間が終了する月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値を比較して、後者が前者を上回ることを条件として、ポイントを付与します。

ii) パートⅡ

パートⅡにおいて、評価対象期間終了後に各対象取締役に付与するポイントの数は、基準となる金額に対して、当社の企業価値を示す代表指標である当社株式成長率に応じて決定される業績連動係数を乗じ、株式交付規程で定める当社株式の単価で除すことにより決定いたします。当社株式成長率は、評価対象期間中の当社 TSR（Total Shareholder Return（株主総利回り））を、評価対象期間中の東証株価指数（TOPIX）の成長率で除して算出いたします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則として信託期間中の毎事業年度、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手續を経ることを条件として、本信託の受益権を取得し、本信託から当社株式の交付を受けます。

ただし、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）を交付することがあります。

(7) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(8) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(9) 信託終了時における当社株式及び金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

3. 取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

上記2.(6)②の当社株式の交付に当たっては、当社と取締役との間で譲渡制限契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

① 取締役は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から当社の取締役等を退任した直後の時点までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。

② 一定の事由が生じた場合には当社が当該当社株式を無償で取得すること

③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

ただし、対象期間終了後、最初に開催される定時株主総会の日までに任期満了その他正当な理由

により取締役が退任した場合は、退任日以後に交付する当社株式について、譲渡制限が付されていない普通株式を交付します。また、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
信託契約日	2024年11月 (予定)
信託の期間	2024年11月～2028年12月 (予定)
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以 上